

十日町南地域自治振興会 会則

(名称)

第1条 本会は、十日町南地域 自治振興会と称し、事務局を川治公民館内に置く。

(目的)

第2条 本会は、十日町南 地域住民が協力し合い、地域の振興と活性化を図り、住みよい地域づくりに努めると共に、更なる地域の発展を目指して各種活動を推進する。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 地域の振興とまちづくりに関すること。
- (2) 地域の健康及び文化の向上に関すること。
- (3) 地域の防犯及び安全に関すること。
- (4) 地域の各種事業の請願陳情に関すること。
- (5) 地域コミュニティ向上に関すること。
- (6) その他本会の目的に必要なこと。

(会員)

第4条 本会の会員は、十日町南地域の全世帯とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理 事 23名以内
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会計、広報担当 各1名
- (6) 代議員 70名以内
- (7) 監 事 3名
- (8) 顧 問 若干名

(役員を選出)

第6条 本会の役員選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、事務局長及び会計、広報担当は、代議員総会で選出する。
- (2) 理事は次のとおり選出する。
各専門部会の、正副部会長及び各振興会、町内会の代表者1名とする。
- (3) 代議員は、各専門部会委員とする。
- (4) 監事は、代議員総会で選出する。
- (5) 顧問は、会長が委嘱する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員任期は2年とし、就任期間は次のとおりとする。ただし、再任は妨げない。
就任期間は役員改選期の代議員総会から次の役員改選期の代議員総会までとする。
- (2) 役員任期中に変更があった時は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、任期が満了した後においても後任者が就任するまではその職務を行う。

(役員任務)

第8条 本会の役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった時は、その職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の企画立案を図る。

- (4) 事務局長は、会務を処理する。
- (5) 会計担当は、本会の会計を処理する。
広報担当は、本会の広報の発行を行う。
- (6) 代議員は、専門部会において部会活動を行なう。
- (7) 監事は、年1回以上会計及び会務を監査し、代議員総会に報告する。
- (8) 顧問は、本会から相談があった時、協力する。

(役員報酬)

第9条 顧問を除く全役員に報酬又は費用弁償を支払うことができる。

(会議)

第10条 本会に代議員総会、理事会及び総務委員会を置く。会議は会長が招集する。

- (1) 代議員総会は、最高の議決機関とし、毎年一回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- (2) 代議員総会は次のことを審議する。
 - ア 事業計画及び予算に関すること
 - イ 事業報告及び決算に関すること
 - ウ 役員を選任に関すること
 - エ 会則の改定に関すること
 - オ 会費に関すること
 - カ その他、理事会において特に必要と認められるもの
- (3) 代議員総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。
- (4) 理事会は、会長、副会長、理事、事務局長及び会計、広報担当によって構成し、代議員総会に付議する議案を審議する。
- (5) 総務委員会は会長、副会長、事務局長、会計、広報担当及び各専門部会の部会長によって構成し、理事会に提出する議案の作成および総務全般を担当する。

(夢現の会)

第11条 総務委員会の中に夢現の会を置く。

- (1) 夢現の会は第3条に規定する事業の推進を図るため、企画、立案、実行計画を策定し、総務委員会に報告し承認を得るものとする。
- (2) 総務委員会は前項の夢現の会からの報告について、承認するか否かを検討し、承認する場合は必要な指示をして行う。
- (3) 夢現の会は10名以上15名以内の委員で組織する。この委員は総務委員会が本会の役員と地域内全体から選任する。
- (4) 夢現の会の委員の任期は、代議員総会から2年とし、再任を妨げない。
- (5) 夢現の会の委員の費用弁償については、本会の「役員報酬及び費用弁償等に関する規程」第3条を準用し、本会の役員と兼務するときの事業参加回数等は両方の参加回数を合算する。

(部会)

第12条 本会に第3条に規定する事業の推進を図るため、専門部会を設置する。

- (1) 専門部会は第12条により選出された委員によって構成される。
- (2) 専門部会は、次の3部会とする。
 - ア 地域振興部会
 - イ 健康・文化部会
 - ウ 防犯・安全部会
- (3) 各専門部会には部会長1名、副部会長2名を置き、部会委員の互選により選出する。

第13条 専門部会の委員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 地域振興部会
十日町南地域内の振興会、町内会の会長及び当該地域組織から推薦される者1名とする。
- (2) 健康・文化部会

十日町南地域内の振興会、町内会から推薦される者1名及び南地域全体から若干名を選出し、20名以内とする。

(3) 防犯・安全部会

十日町南地域内の振興会、町内会から推薦される者1名及び南地域全体から若干名を選出し、20名以内とする。

(経費)

第14条 本会の経費は、市交付金、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第15条 会費の額は、代議員総会に於いて決定する。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(その他)

第17条 この会則の定めのほか、必要な事項は、別にこれを定める。

附 則 この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、平成28年4月1日から施行する。